

所得控除

所得控除は、令和4年1月～令和4年12月にあなたが支払った額により計算します。
また、人的な控除は、令和4年12月31日現在の状況により判定します。

控除の種類	概 要			
⑬ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、任意継続の健康保険料などをあなたが支払った場合の控除です。年末調整した分は二重にならないように記載し、配偶者等の公的年金等からの特別徴収分は除きます。 必要書類 領収書、国民年金保険料の場合は控除証明書			
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが、第一種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金を支払った場合の控除です。 必要書類 支払った掛金額の証明書（年末調整で提出した分は除く）			
⑮ 生命保険料控除	生命保険契約等について、あなたが支払った保険料がある場合の控除です。 必要書類 支払った掛金額の証明書（年末調整で提出した分は除く）			
	区分	支払保険料の金額	生命保険料の控除額	
A 《旧契約》 旧生命保険 旧個人年金	15,000円以下	支払保険料の金額		
	15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円		
	40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円		
	70,001円以上	35,000円		
B 《新契約》 新生命保険 新個人年金 介護医療	12,000円以下	支払保険料の金額		
	12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円		
	32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円		
	56,001円以上	28,000円		
※旧契約において生命保険と個人年金の両方がある場合は、それぞれ計算された控除額を合計し70,000円までの控除を受けられます。 ※新契約において生命保険、個人年金、介護医療保険のうち二つ以上がある場合、それぞれ計算された控除額を合計し最大70,000円を上限に控除を受けられます。 新・旧生命保険の両方を申告する場合 Aの金額+Bの金額（最高28,000円） 新・旧個人年金の両方を申告する場合 Aの金額+Bの金額（最高28,000円） ※Aの金額が28,000円を超える場合は、Aの金額を控除額とします。				
⑯ 地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます）がある場合の控除です。 必要書類 支払った掛金額の証明書（年末調整で提出した分は除く）			
	区分	支払保険料の金額	地震保険料の控除額	
A 地震保険料のみ	50,000円以下	支払保険料の金額×1/2		
	50,001円以上	25,000円		
B 旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払保険料の金額		
	5,001円～15,000円	支払保険料の金額×1/2+2,500円		
C 両方ある場合	15,001円以上	10,000円		
	Aの金額+Bの金額（最高25,000円）			
※地震保険と旧長期損害保険の両者の支払が証明された保険契約がある場合、A又はBのどちらかの控除を選択します。				
⑰ 寡婦控除	あなたが次のいずれかに該当する場合の控除です。控除額26万円。 (1) 夫と離婚後婚姻しておらず、扶養親族がいて、合計所得金額が500万円以下のかた (2) 夫と死別後婚姻していない、または夫が生死不明で、合計所得金額が500万円以下のかた ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は対象となりません。			
⑱ ひとり親除	あなたが婚姻をしていない、または配偶者が生死不明で、次の三つの要件全てに当てはまる場合の控除です。控除額30万円。 (1) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 (2) 生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）がいること。 ※他のかたの扶養親族等とされている場合は除きます。 (3) 合計所得金額が500万円以下である。			
⑲ 勤労学生除	あなたが学生または生徒で、合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合の控除です。控除額26万円。 必要書類 学校や法人から交付される証明書や学生証など			
⑳ 障害者除	あなたや扶養親族等が次の条件に該当する場合の控除です。障害者は令和4年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡日）の現況で判断します。			
	区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	特別障害者	1級・2級	A級	1級
	その他の障害者	3級～6級	B級	2級・3級
				控除額
				30万円（53万円）
				26万円
※（ ）内の金額は同居特別障害者の場合の控除額です。 必要書類 各種手帳、障害者控除対象者認定書、医師の診断書など				
㉑ 配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合の控除です。あなたの合計所得金額の区分に応じて控除額が下表のとおりになります。			
	区 分	本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万超 950万以下	950万超 1,000万以下
(注) 本人の合計所得金額が1,000万円を超える方は受けられません。	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者 (昭和28年1月1日以前生まれのかた)	38万円	26万円	13万円
㉒ 配偶者特別除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が480,001円以上1,330,000円以下の場合の控除です。あなたの合計所得金額の区分に応じて控除額が下表のとおりになります。※配偶者に収入がある場合、収入がわかるものを持参してください。			
	区 分	本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万超950万以下	950万超1,000万以下
(注) 本人の合計所得金額が1,000万円を超える方は受けられません。	配偶者の合計所得金額	480,001円～1,000,000円	33万円	22万円
		1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円
		1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円
		1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円
		1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円
		1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円
		1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円
		1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円

個人番号（マイナンバー）を記入してください。

住所・氏名
大館市宇中城20番地
大館 太郎

受付印
令和5年
月 日提出
大館市長様

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類
⑬ 社会保険料控除
源泉徴収票より
国民健康保険税
介護保険料
合計
174,000円
264,800円
80,544円
519,344円

支払った保険料
174,000円
264,800円
80,544円
519,344円

⑭ 生命保険料控除
新生命保険料の計
36,000円
旧生命保険料の計
60,000円
新個人年金保険料の計
10,000円
旧個人年金保険料の計
25,000円
介護医療保険料の計
25,000円
旧長期損害保険料の計
25,000円

⑯ 地震保険料控除
①～③ 地震保険料
④ 地震保険料
⑤ 地震保険料
⑥ 地震保険料
⑦ 地震保険料
⑧ 地震保険料
⑨ 地震保険料
⑩ 地震保険料
⑪ 地震保険料
⑫ 地震保険料
⑬ 地震保険料
⑭ 地震保険料
⑮ 地震保険料
⑯ 地震保険料
⑰ 地震保険料
⑱ 地震保険料
⑲ 地震保険料
⑳ 地震保険料
㉑ 地震保険料
㉒ 地震保険料
㉓ 地震保険料
㉔ 地震保険料
㉕ 地震保険料
㉖ 地震保険料
㉗ 地震保険料
㉘ 地震保険料
㉙ 地震保険料
㉚ 地震保険料
㉛ 地震保険料
㉜ 地震保険料
㉝ 地震保険料
㉞ 地震保険料
㉟ 地震保険料
㊱ 地震保険料
㊲ 地震保険料
㊳ 地震保険料
㊴ 地震保険料
㊵ 地震保険料
㊶ 地震保険料
㊷ 地震保険料
㊸ 地震保険料
㊹ 地震保険料
㊺ 地震保険料
㊻ 地震保険料
㊼ 地震保険料
㊽ 地震保険料
㊾ 地震保険料
㊿ 地震保険料

⑰ 寡婦控除
⑱ ひとり親控除
⑲ 勤労学生控除
⑳ 障害者控除
㉑ 配偶者控除
㉒ 配偶者特別控除
㉓ 配偶者特別控除
㉔ 配偶者特別控除
㉕ 配偶者特別控除
㉖ 配偶者特別控除
㉗ 配偶者特別控除
㉘ 配偶者特別控除
㉙ 配偶者特別控除
㉚ 配偶者特別控除
㉛ 配偶者特別控除
㉜ 配偶者特別控除
㉝ 配偶者特別控除
㉞ 配偶者特別控除
㉟ 配偶者特別控除
㊱ 配偶者特別控除
㊲ 配偶者特別控除
㊳ 配偶者特別控除
㊴ 配偶者特別控除
㊵ 配偶者特別控除
㊶ 配偶者特別控除
㊷ 配偶者特別控除
㊸ 配偶者特別控除
㊹ 配偶者特別控除
㊺ 配偶者特別控除
㊻ 配偶者特別控除
㊼ 配偶者特別控除
㊽ 配偶者特別控除
㊾ 配偶者特別控除
㊿ 配偶者特別控除

⑳ 雑損控除
㉑ 医療費控除
㉒ 基礎控除
㉓ 雑損控除
㉔ 医療費控除
㉕ 基礎控除
㉖ 雑損控除
㉗ 医療費控除
㉘ 基礎控除
㉙ 雑損控除
㉚ 医療費控除
㉛ 基礎控除
㉜ 雑損控除
㉝ 医療費控除
㉞ 基礎控除
㉟ 雑損控除
㊱ 医療費控除
㊲ 基礎控除
㊳ 雑損控除
㊴ 医療費控除
㊵ 基礎控除
㊶ 雑損控除
㊷ 医療費控除
㊸ 基礎控除
㊹ 雑損控除
㊺ 医療費控除
㊻ 基礎控除
㊼ 雑損控除
㊽ 医療費控除
㊾ 基礎控除
㊿ 雑損控除

申告書の書き方

代理人が申告を行う場合は署名してください。

収入・所得金額

令和4年1月～令和4年12月に生じた収入等を記入します。

所得の種類		概 要				
事業等 イ② 農業 ウ③ 不動産 エ④ 子 オ⑤ 配 カ⑥ 給	ア① 営業等	製造業、飲食業、サービス業、外交員などの自営業から生ずる所得です。 「収支内訳書」から収入金額と所得金額を転記します。				
	イ② 農業	農産物の生産、家畜の飼育などから生ずる所得です。 「収支内訳書」から収入金額と所得金額を転記します。				
	ウ③ 不動産	土地や建物などの貸付から生ずる所得です。小作料も不動産所得です。 「収支内訳書」から収入金額と所得金額を転記します。				
	エ④ 子	預貯金の利子や貸付信託の分配金などの所得です。非課税制度の適用を受けたものや源泉分離課税が適用されたものは申告不要です。				
	オ⑤ 配	法人から受ける余剰金の配当や投資信託等の収益の分配などの所得です。上場株式等の配当に係る配当所得の申告不要の特例を適用し、申告しないこともできます。				
	カ⑥ 給	給与収入（パート等を含む）がある場合は、次の計算式により給与と所得の金額を算出します。				
		給与等の収入金額		端数処理額	給与と所得の金額	
		1円 ～ 550,999円		→	0円	
		551,000円 ～ 1,618,999円		→	収入金額－550,000円	
		1,619,000円 ～ 1,619,999円		→	1,069,000円	
		1,620,000円 ～ 1,621,999円		→	1,070,000円	
		1,622,000円 ～ 1,623,999円		→	1,072,000円	
		1,624,000円 ～ 1,627,999円		→	1,074,000円	
		1,628,000円 ～ 1,799,999円		収入金額÷4(千円未満端数切捨て)＝A	A×4×60%＋100,000円	
		1,800,000円 ～ 3,599,999円			A×4×70%－80,000円	
		3,600,000円 ～ 6,599,999円			A×4×80%－440,000円	
		6,600,000円 ～ 8,499,999円		→	収入金額×90%－1,100,000円	
		8,500,000円以上		→	収入金額－1,950,000円	
雑	キ⑦ 公的な年金等	国民年金、厚生年金、共済年金等を指し、次の計算式により公的年金等所得の金額を算出します。遺族年金、障害年金は非課税なので計算に含みません。				
		年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等雑所得以外の合計所得金額		
				1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
		65歳未満	1,300,000円以下	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
			1,300,001円～4,100,000円	収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
			4,100,001円～7,700,000円	収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
			7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
			10,000,001円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
			65歳以上	3,300,000円以下	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円
		3,300,001円～4,100,000円		収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
		4,100,001円～7,700,000円		収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
		7,700,001円～10,000,000円		収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
		10,000,001円以上		収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
		ク⑧ 業務 ケ⑨ その他		原稿料、シルバー人材センターの配分金又は個人取引や副収入などによる所得です。 個人年金保険、互助年金など、上記 ク⑧業務以外のものによる所得です。 収入金額から必要経費を差し引いて雑所得金額を算出します。(申告書裏面9にも必要事項を記入してください。)		
コ⑩ 総合譲渡一時	総合譲渡所得は、事業用の機械、車輛やゴルフ会員権など資産の譲渡による所得です。資産の保有期間が5年未満のものが短期、5年以上のものが長期です。 一時所得は、賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの所得です。 (申告書裏面10により所得金額を算出します。特別控除額は50万円です。)					
分譲譲渡山林	土地や建物、株式等、上場株式等の配当、先物取引、山林などの譲渡があるかたは、分離課税用の申告書が別にありますのでお問い合わせください。					
控除の種類		概 要				
雑損控除	②⑤	災害等により資産に損害を受けたり、やむを得ない支出をした場合の控除です。				
	必要書類	り災証明書、損失額の明細書、災害関連支出の領収書など				
	損要金額－保険金などで補てんされる金額				A	
	(申告書の⑫＋山林所得＋分離課税の所得(特別控除前))×10%				B	
	Aのうち災害関連支出の金額－50,000円				C	
		(A－B)とCのいずれか多いほうの金額			控除額	
医療費控除	②⑦	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合の控除です。				
	必要書類	医療費の明細書、医療費のお知らせ				
	(注)この控除を受けるかたは、下記の医療費控除の特例と併せて受けることができます。	支払った医療費－保険金などで補てんされる金額			A	
	(申告書の⑫＋山林所得＋分離課税の所得(特別控除前))×5%				B	
		A－(Bと100,000円のいずれか少ないほうの金額)			控除額 (限度額200万円)	
※ 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	健康保持増進および疾病予防としてあなたが一定の取組(注1)を行い、スイッチOTC薬(注2)の購入費用を年間12,000円を超えて支払った場合の控除です。					
	注1 健康診査(人間ドック等)、予防接種、定期健康診断、メタボ検診、がん検診					
	注2 医療用医薬品(主に医師が処方する医薬品)からOTC医薬品(薬局やドラッグストアで販売される医師の処方を受けていない医薬品)に転用された医薬品					
	必要書類		①一定の取組を証明する書類(領収書や結果通知表など)			
(右記の2つが必要です)		②セルフメディケーション税制の明細書				
		スイッチOTC薬 購入額の計 － 12,000円			控除額 (限度額88,000円)	
※この控除を受けるかたは、⑦医療費控除欄の「区分」の口に「1」と記入してください。						

控除の種類	概 要		
㉓ 扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下のかたがいる場合の控除です。2名以上のかたが同一の親族について重複して控除を受けることはできません。		
	区分	条 件	控除額
	特定	平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれのかた	45万円
	老人	昭和28年1月1日以前生まれのかた	38万円
	同居老親等	あなたや配偶者と同居の直系尊属(父母や祖父母)で、昭和28年1月1日以前生まれのかた	45万円
	その他	昭和28年1月2日～平成12年1月1日生まれのかた及び 平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれのかた	33万円
※ 16歳未満の 扶 養 親 族	16歳未満(平成19年1月2日以降生まれ)の扶養親族については24年度から控除の対象外とされていますが、市民税・県民税の所得割額及び均等割額の非課税の判定(扶養親族数)に活用されます。		
	所得割額	(扶養親族なし)総所得金額等 ≤ 450,000円 (扶養親族あり)総所得金額等 ≤ 350,000円×(扶養親族数+1)+420,000円	
	均等割額	(扶養親族なし)合計所得金額 ≤ 380,000円 (扶養親族あり)合計所得金額 ≤ 280,000円×(扶養親族数+1)+268,000円	
㉔ 基 礎 控 除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合の控除です。あなたの合計所得金額の区分に応じて控除額が下表のとおりになります。		
	合計所得金額		基礎控除額
	2,400万円以下		43万円
	2,400万円超2,450万円以下		29万円
	2,450万円超2,500万円以下		15万円
	2,500万円超		適用なし

申告書裏面 13 所得金額調整控除に関する事項	あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、次の要件のいずれかに該当し、所得金額調整控除を受ける場合は、申告書裏面の 13 所得金額調整控除に関する事項 に対象者の氏名等を記載してください。 ・「配偶者（特別）控除」の対象とならない特別障害者の同一生計配偶者を有する ・「控除対象扶養親族」、「16歳未満の扶養親族」の対象とならない特別障害者または23歳未満の扶養親族を有する
----------------------------	--

申告書裏面 15 寄附金に関する事項	①都道府県、市町村又は特別区、②住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部、③秋田県および大館市の条例指定団体への寄附金の合計額（総所得金額等の30%が上限）が2,000円を超える場合、申告により控除されます。 必要書類 寄附金の受領書など
-----------------------	--